

岐阜市中小企業等DX推進補助金交付要綱

令和 6年 3月29日決裁

改正 令和 7年 3月27日決裁

改正 令和 7年 3月27日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、中小企業等のDXの推進を図るため、予算の範囲内で行う岐阜市中小企業等DX推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、岐阜市補助金等交付規則（平成10年岐阜市規則第55号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業等 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) DX ITの活用を通じたデジタル化により効率化を図るとともに、サービス、仕事の仕方、社会の仕組み、組織の文化等を変革することをいう。
- (3) DX・IT研修 公益財団法人ソフトピアジャパン（以下「ソフトピアジャパン」という。）が実施するDX・IT研修をいう。
- (4) イノベーション研修 岐阜県が設置するテクノプラザものづくり支援センターの指定管理者として株式会社ブイ・アール・テクノセンター（以下「センター」という。）が実施するテクノプラザイノベーション研修をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 中小企業等の代表者及び役員並びに従業員にDX・IT研修を受講させる事業（以下「DX・IT研修事業」という。）
- (2) ソフトピアジャパンが実施するスマート経営アドバイザー派遣制度を利用して、自社にスマート経営アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を招へいし、DXの推進に取り組む事業（以下「アドバイザー招へい事業」という。）
- (3) ソフトピアジャパンによる公益財団法人ソフトピアジャパンスmart経営実践補助金交付要綱（令和3年4月13日施行）に基づくスマート経営実践補助金（以下「スマート経営実践補助金」という。）の交付を受けてDXの推進に取り組む事業（以下「スマート経営実践事業」という。）
- (4) 中小企業等の代表者及び役員並びに従業員にイノベーション研修を受講させる事業（以下「イノベーション研修事業」という。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たすものとする。

- (1) 市内で事業を営む中小企業等であること。

- (2) 市税を滞納していないこと。
- (3) 補助対象事業について、この要綱に基づく補助金以外の補助金、交付金その他の補助（スマート経営実践補助金を除く。）の交付の決定を受けた者でないこと。

（補助対象経費等）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助率及び補助限度額は、別表に定めるとおりとする。

2 補助金の交付は、一の年度につき1回限りとする。ただし、DX・IT研修事業、アドバイザー招へい事業及びイノベーション研修事業については、この限りでない。

（交付の申請）

第6条 規則第4条の規定による申請は、市長が指定する日までに、岐阜市中小企業等DX推進補助金交付申請書（様式第1号）に次の表の左欄に掲げる補助対象事業の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める提出書類を添えて、市長に提出するものとする。

補助対象事業	提出書類
DX・IT研修事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告書（DX・IT研修事業）（様式第2号（その1）） (2) 誓約書（様式第3号） (3) DX・IT研修の受講料の請求書の写し (4) 受講修了証その他のDX・IT研修を受講したことが分かる書類の写し (5) DX・IT研修の受講料を支払ったことが分かる書類の写し (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
アドバイザー招へい事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告書（アドバイザー招へい事業）（様式第2号（その2）） (2) 誓約書 (3) アドバイザーの招へいに要する費用の請求書の写し (4) 派遣業務報告書その他のアドバイザーを招へいしたことが分かる書類の写し (5) アドバイザーの招へいに要する費用を支払ったことが分かる書類の写し (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
スマート経営実践事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告書（スマート経営実践事業）（様式第2号（その3）） (2) 誓約書 (3) ソフトピアジャパンに提出したスマート経営実践補助金補助事業実績報告書の写し (4) スマート経営実践補助金に係る額の確定通知書の写し (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
イノベーション研修事業	<ul style="list-style-type: none"> (1) 報告書（イノベーション研修事業）（様式第2号（その4））（代理受領を行う場合を除く。） (2) 誓約書 (3) イノベーション研修の受講料の請求書の写し（代理受領を行う場合

	を除く。)
	(4) 受講修了証その他のイノベーション研修を受講したことが分かる書類の写し（代理受領を行う場合を除く。）
	(5) イノベーション研修の受講料を支払ったことが分かる書類の写し（代理受領を行う場合を除く。）
	(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第7条 規則第7条の規定による決定の通知は、岐阜市中小企業等DX推進補助金交付（不交付）決定通知書（様式第4号）によるものとする。

（代理受領）

第8条 イノベーション研修事業における補助対象者は、センターに委任する方法（以下「代理受領」という。）により補助金の交付を受けることができる。

2 代理受領の場合における第6条の規定の適用については、同条中「岐阜市中小企業等DX推進補助金交付申請書（様式第1号）」とあるのは、「岐阜市中小企業等DX推進補助金交付申請書兼代理受領委任状（様式第5号）」とする。

（交付手続の特例）

第9条 補助金の交付に係る手続については、規則第15条、第16条及び第18条の規定は、適用しない。

（情報通信技術を利用する手続）

第10条 次の各号に掲げる手続については、当該各号に定める岐阜市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和4年岐阜市条例第42号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定（準用する場合を含む。）によることができる。

(1) 第6条の規定による申請 情報通信技術活用条例第3条第1項から第3項まで

(2) 第7条の規定による通知 情報通信技術活用条例第4条第1項から第3項まで

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
DX・IT研修事業	DX・IT研修の受講料（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額の2分の1以内	一の年度につき50,000円
アドバイザー招へい事業	アドバイザーの招へいに要する経費（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額の2分の1以内	一の年度につき50,000円
スマート経営実践事業	公益財団法人ソフトピアジャパンスマート経営実践補助金交付要綱別表に定める経費（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額から750,000円を減じて得た額の2分の1以内	200,000円
イノベーション研修事業	イノベーション研修の受講料（消費税及び地方消費税を除く。）	補助対象経費の額の2分の1以内	一の年度につき100,000円